

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第16号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

**第1条** 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(管理者及びサービス提供責任者の責務)	(管理者及びサービス提供責任者の責務)
<b>第27条</b> (略)	<b>第27条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
3 サービス提供責任者は、第23条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。	3 サービス提供責任者は、第23条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
	<u>(2)の2 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。</u>
(3)～(8) (略)	(3)～(8) (略)
(広告)	(広告)
<b>第34条</b> (略)	<b>第34条</b> (略)
	<u>(不当な働きかけの禁止)</u>
	<b>第34条の2</b> <u>指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第163条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要なサービス</u> <u>を位置付けるよう求めることその他の不当な</u>

(居宅介護支援事業者及びその従業者に対する利益供与の禁止)

**第35条** (略)

(準用)

**第57条** 第7条から第18条まで、第20条、第25条及び第30条から第39条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第55条」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第17条、第30条及び第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第31条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

**第61条** 第7条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第30条から第35条まで、第36条(第5項及び第6項を除く。)、第37条から第39条まで及び第46条並びに前節(第50条第1項及び第57条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第61条において準用する第55条」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第17条、第30条及び第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第18条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介

働きかけを行ってはならない。

(居宅介護支援事業者及びその従業者に対する利益供与の禁止)

**第35条** (略)

(準用)

**第57条** 第7条から第18条まで、第20条、第25条、第30条から第34条まで及び第35条から第39条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第55条」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第17条、第30条及び第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第31条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

**第61条** 第7条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第30条から第34条まで、第35条、第36条(第5項及び第6項を除く。)、第37条から第39条まで及び第46条並びに前節(第50条第1項及び第57条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第61条において準用する第55条」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第17条、第30条及び第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第18条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入

護」と、第31条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第50条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(看護師等の員数)

**第63条** (略)

2～4 (略)

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第10項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第171条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

**第77条** 第7条、第8条、第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第25条、第30条から第39条まで及び第54条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第75条」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第

浴介護」と、第31条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第50条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(看護師等の員数)

**第63条** (略)

2～4 (略)

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第14項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業及び指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準第171条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

**第77条** 第7条、第8条、第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第25条、第30条から第34条まで、第35条から第39条まで及び第54条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第75条」と、「訪問介護員等」とある

12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第17条、第30条及び第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

**第79条** 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準規則第77条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ

のは「看護師等」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第17条、第30条及び第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

**第79条** 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士  
1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準規則第77条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第78条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができ

る。

**第80条** 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

**第88条** 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

（従業者の員数）

**第89条** 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき指定居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下「居宅療養管理指導従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる指

る。

**第80条** 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

**第88条** 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

（従業者の員数）

**第89条** 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき指定居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下「居宅療養管理指導従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる指

定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

ア (略)

イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) (略)

(3) 指定訪問看護ステーション等 (指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション (指定介護予防サービス等基準規則第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。)をいう。以下この章において同じ。)である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 (略)

(設備及び備品等)

**第90条** 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、事業の運営を行うために必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

**第93条** 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理の下に、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供並びに

定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

ア (略)

イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) (略)

2 (略)

(設備及び備品等)

**第90条** 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、事業の運営を行うために必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

**第93条** 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理の下に、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供並びに利

利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

(2)～(7) (略)

2 (略)

3 看護職員の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供並びに利用者に対する療養上の相談に対する対応及び支援を行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行う。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告する。

(運営規程)

**第94条** 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(準用)

**第111条** 第7条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第26条、第32条から第37条まで、第39条及び第54条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」と

利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。

(2)～(7) (略)

2 (略)

(運営規程)

**第94条** 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 通常の事業の実施地域

(6) (略)

(準用)

**第111条** 第7条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第26条、第32条から第34条まで、第35条から第37条まで、第39条及び第54条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及

あるのは「第105条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第26条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

**第133条** 第7条から第13条まで、第15条、第16条、第18条、第20条、第25条、第26条、第32条から第35条まで、第36条(第5項及び第6項を除く。)、第37条、第39条、第54条、第97条及び第4節(第101条第1項及び第111条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第133条において準用する第105条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第18条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第26条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

**第136条** 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員(指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有

び第32条中「第28条」とあるのは「第105条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第26条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

**第133条** 第7条から第13条まで、第15条、第16条、第18条、第20条、第25条、第26条、第32条から第34条まで、第35条、第36条(第5項及び第6項を除く。)、第37条、第39条、第54条、第97条及び第4節(第101条第1項及び第111条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第133条において準用する第105条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第18条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第26条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

**第136条** 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員(指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)を乗じた面積以上のものを有



しなければならない。ただし、当該指定通所  
リハビリテーション事業所が介護老人保健施  
設である場合にあっては、当該専用の部屋等  
の面積に利用者用に確保されている食堂（リ  
ハビリテーションに供用されるものに限る。）  
の面積を加えるものとする。

2・3 （略）

（管理者等の責務）

**第140条** 指定通所リハビリテーション事業所の  
管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又  
は専ら指定通所リハビリテーションの提供に  
当たる看護師のうちから選任した者に、その  
職務の全部又は一部の代行をさせることがで  
きる。

2 （略）

（従業者の員数）

**第146条** （略）

2・3 （略）

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老  
人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホー  
ムをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護  
老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地  
域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予  
防特定施設入居者生活介護の指定を受けてい  
る施設（以下「特別養護老人ホーム等」とい  
う。）に併設される指定短期入所生活介護事業  
所であって、当該特別養護老人ホーム等と一  
体的に運営が行われるもの（以下「併設事業  
所」という。）については、老人福祉法その他  
の法律に規定する特別養護老人ホーム等とし  
て必要とされる数の従業者に加えて、第1項  
各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数  
を確保するものとする。

5～7 （略）

（定員の遵守）

しなければならない。ただし、当該指定通所  
リハビリテーション事業所が介護老人保健施  
設又は介護医療院である場合にあっては、当  
該専用の部屋等の面積に利用者用に確保され  
ている食堂（リハビリテーションに供用され  
るものに限る。）の面積を加えるものとする。

2・3 （略）

（管理者等の責務）

**第140条** 指定通所リハビリテーション事業所の  
管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若  
しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリ  
テーションの提供に当たる看護師のうちから  
選任した者に、その職務の全部又は一部の代  
行をさせることができる。

2 （略）

（従業者の員数）

**第146条** （略）

2・3 （略）

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老  
人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホー  
ムをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護  
老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者  
生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介  
護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指  
定を受けている施設（以下「特別養護老人  
ホーム等」という。）に併設される指定短期入  
所生活介護事業所であって、当該特別養護老  
人ホーム等と一体的に運営が行われるもの  
（以下この節及び次節において「併設事業  
所」という。）については、老人福祉法その他  
の法律に規定する特別養護老人ホーム等とし  
て必要とされる数の従業者に加えて、第1項  
各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数  
を確保するものとする。

5～7 （略）

（定員の遵守）

**第163条** (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所 (指定居宅介護支援基準等規則第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(準用)

**第166条** 第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第32条から第39条まで、第54条、第106条、第108条及び第109条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条中「第28条」とあるのは「第162条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第106条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

**第186条** 第8条から第12条まで、第15条、第18条、第20条、第25条、第32条から第35条まで、第36条(第5項及び第6項を除く。)、第37条から第39条まで、第54条、第106条、第108条、第109条、第145条並びに第4節(第152条第1項及び第166条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第18条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6

**第163条** (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(準用)

**第166条** 第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで、第54条、第106条、第108条及び第109条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条中「第28条」とあるのは「第162条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第106条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

**第186条** 第8条から第12条まで、第15条、第18条、第20条、第25条、第32条から第34条まで、第35条、第36条(第5項及び第6項を除く。)、第37条から第39条まで、第54条、第106条、第108条、第109条、第145条並びに第4節(第152条第1項及び第166条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第18条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条

項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第32条中「第28条」とあるのは「第186条において準用する第162条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第106条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第152条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第158条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第163条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

**第188条** 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第32条中「第28条」とあるのは「第186条において準用する第162条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第106条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第152条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第158条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第163条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第165条第2項第2号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

**第188条** 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養

2 (略)

**第189条** 指定短期入所療養介護事業所の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 診療所（前号に規定する療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア (略)

イ 食堂及び浴室を有すること。

ウ (略)

2・3 (略)

(対象者)

**第190条** 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の状況により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける必要がある者を

介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 (略)

**第189条** 指定短期入所療養介護事業所の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 診療所（前号に規定する療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア (略)

イ 浴室を有すること。

ウ (略)

(5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例（平成30年静岡県条例第22号）第2条第2項に規定するユニット型介護医療院をいう。第205条及び第213条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)

(対象者)

**第190条** 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の状況により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける必要がある者を

対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症患者療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成18年旧介護保険法第8条第26項の政令で定める病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（定員の遵守）

**第200条** 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

（設備及び備品等）

**第205条** ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症患者療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成18年旧介護保険法第8条第26項の政令で定める病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

（定員の遵守）

**第200条** 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

（設備及び備品等）

**第205条** ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

2 (略)

(定員の遵守)

**第213条** ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

**第224条** (略)

2～5 (略)

(定員の遵守)

**第213条** ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

**第224条** (略)

2～5 (略)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実

6 (略)

(準用)

**第235条** 第10条、第11条、第20条、第25条、第32条から第39条まで、第53条、第54条、第108条、第109条及び第157条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条中「第28条」とあるのは「第230条」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第53条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

**第236条** 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(準用)

**第246条** 第10条、第11条、第20条、第25条、第32条から第39条まで、第53条、第54条、第108条、第109条、第220条、第222条から第225条まで、第228条、第229条及び第231条から第

施すること。

7 (略)

(準用)

**第235条** 第10条、第11条、第20条、第25条、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで、第53条、第54条、第108条、第109条及び第157条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条中「第28条」とあるのは「第230条」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第53条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(この節の趣旨)

**第236条** 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(準用)

**第246条** 第10条、第11条、第20条、第25条、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで、第53条、第54条、第108条、第109条、第220条、第222条から第225条まで、第228条、

233条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条中「第28条」とあるのは「第243条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第33条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第53条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設の従業者」と、第222条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第225条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第231条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

**第253条** 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得る。

(2)～(5) (略)

第229条及び第231条から第233条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条中「第28条」とあるのは「第243条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第33条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第53条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設の従業者」と、第222条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第225条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第231条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

**第253条** 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得る。

(2)～(5) (略)

- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。



(福祉用具貸与計画の作成)

**第254条** (略)

2・3 (略)

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5・6 (略)

(準用)

**第261条** 第7条から第18条まで、第20条、第25条、第33条から第39条まで、第54条並びに第106条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「以下この章において同じ。」とあるのは「以下この章において同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第106条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

**第263条** 第7条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第33条から第35条まで、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条から第39条まで、第54条、第106条第1項及び第2項、第247条、第249条、第250条並びに第4節（第251条第1項及び第261条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与

(福祉用具貸与計画の作成)

**第254条** (略)

2・3 (略)

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5・6 (略)

(準用)

**第261条** 第7条から第18条まで、第20条、第25条、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第54条並びに第106条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「以下この章において同じ。」とあるのは「以下この章において同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第106条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

**第263条** 第7条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第33条、第34条、第35条、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条から第39条まで、第54条、第106条第1項及び第2項、第247条、第249条、第250条並びに第4節（第251条第1項及び第261条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与

の事業に準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第263条において準用する第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第106条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第251条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（準用）

**第274条** 第7条から第13条まで、第15条から第17条まで、第25条、第31条、第33条から第39条まで、第54条、第106条第1項及び第2項、第252条、第255条から第257条まで並びに第259条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第274条において準用する第255条」と、「訪問介護員

の事業に準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第263条において準用する第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第106条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第251条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（準用）

**第274条** 第7条から第13条まで、第15条から第17条まで、第25条、第31条、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第54条、第106条第1項及び第2項、第252条、第255条から第257条まで並びに第259条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第274条において準用する第255

等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「以下この章において同じ。）」とあるのは「以下この章において同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第106条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第252条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第255条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第256条及び第257条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

#### 附 則

20 (略)

条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「以下この章において同じ。）」とあるのは「以下この章において同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第106条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第252条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第255条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第256条及び第257条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

#### 附 則

20 (略)

21 基準省令附則第14条に該当する医療機関併設型指定特定施設の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第216条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

22 基準省令附則第15条に該当する医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第238条の規定にかか

	<p><u>わらず、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。</u></p> <p>23 <u>基準省令附則第16条に該当する医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第218条及び第240条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

**第2条** 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><b>第78条</b> 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、<u>指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない。</u></p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準規則第79条第1項に規</p>	<p><b>第78条</b> 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数</u></p> <p>(2) <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上</u></p> <p>2 <u>前項第1号の医師は、常勤でなければならない。</u></p> <p>3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準規則第79条第1項に規</p>

定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準規則第78条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第79条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

**第79条** 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

## 2 (略)

**第86条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏ま

定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業及び指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準規則第78条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第79条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

**第79条** 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

## 2 (略)

**第86条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導(以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

えて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

**第87条** 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

ア (略)

イ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) (略)

(3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準規則第63条第1項に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

2 (略)

**第88条** 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステーション等であって、事業の運営を行うために必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

**第87条** 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）及びその員数は、次の各号に掲げる指定介護予防居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

ア (略)

イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) (略)

2 (略)

**第88条** 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であって、事業の運営を行うために必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

い。

2 (略)

(運営規程)

**第90条** 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

**第94条** (略)

2 (略)

3 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要情報の提供並びに利用者に対する療養上の相談に対する対応及び支援を行う。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行う。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告する。

**第117条** 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等で

2 (略)

(運営規程)

**第90条** 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 通常事業の実施地域

(6) (略)

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

**第94条** (略)

2 (略)

**第117条** 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等で

あって、3平方メートルに利用定員（指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

2・3 （略）  
（従業者の員数）

**第128条** （略）

2・3 （略）

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法その他の法律に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数を確保するものとする。

5～7 （略）

**第172条** 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う事

あって、3平方メートルに利用定員（指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

2・3 （略）  
（従業者の員数）

**第128条** （略）

2・3 （略）

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この節及び次節において「併設事業所」という。）については、老人福祉法その他の法律に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数を確保するものとする。

5～7 （略）

**第172条** 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が、当該事業を行う事



業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(設備及び備品)

**第173条** 指定介護予防短期入所療養介護事業所の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 診療所（前号に規定する療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア (略)

イ 食堂及び浴室を有すること。

ウ (略)

業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

2 (略)

(設備及び備品)

**第173条** 指定介護予防短期入所療養介護事業所の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 診療所（前号に規定する療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア (略)

イ 浴室を有すること。

ウ (略)

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例（平成30年静岡県条例第22号）第2条第2項に規定するユニット型介護医療

2・3 (略)

(対象者)

**第174条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成18年旧介護保険法第8条第26項の政令で定める病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(定員の遵守)

**第178条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

**第190条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定

院をいう。第190条及び第194条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 (略)

(対象者)

**第174条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状、その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成18年旧介護保険法第8条第26項の政令で定める病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(定員の遵守)

**第178条** 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

**第190条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定

介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(定員の遵守)

**第194条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の施設及び設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 (略)

(定員の遵守)

**第194条** ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(身体的拘束等の禁止)

第210条 (略)

2 (略)

(この節の趣旨)

第224条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託介護予防サービス」という。）をいう。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

(身体的拘束等の禁止)

第210条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(この節の趣旨)

第224条 第1節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

**第249条** 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得る。

(2)～(6) (略)

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

**第250条** (略)

2・3 (略)

- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5～8 (略)

**附 則**

17 (略)

**第249条** 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る利用者の同意を得る。

(2)～(6) (略)

- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

**第250条** (略)

2・3 (略)

- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5～8 (略)

**附 則**

17 (略)

- 18 基準省令附則第19条に該当する医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、第202条の規定にかかわらず、次のとお

	<p>りとする。</p> <p>(1) <u>機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</u></p> <p>(2) <u>生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数</u></p> <p>19 <u>基準省令附則第20条に該当する医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、第226条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</u></p> <p>20 <u>基準省令附則第21条に該当する医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第204条及び第228条の規定にかかわらず、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第11条 (略)	第11条 (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテラ	6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテラ

イト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

7～11 （略）

12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) （略）

(2)・(3) （略）

（処遇の方針）

第15条 （略）

2～5 （略）

イト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

7～11 （略）

12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) （略）

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員  
その他の従業者

(3)・(4) （略）

（処遇の方針）

第15条 （略）

2～5 （略）

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他

	<p><u>の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

**第4条** 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(従業者の員数)	(従業者の員数)
<b>第2条</b> (略)	<b>第2条</b> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）<u>及び</u>ユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設<u>及び</u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（<u>第49条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。</u>）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）<u>に</u>ユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の<u>指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第49条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）</u>又は指定介護老人福祉施設<u>に</u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の<u>指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準省令第167条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）</u>を除き、入所者の処遇に支障がない</p>



5～10 (略)

(サービス提供困難時の対応)

**第6条** 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

**第13条** (略)

2～5 (略)

6 (略)

(入所者に関する市町村への通知)

**第22条** (略)

場合は、この限りでない。

5～10 (略)

(サービス提供困難時の対応)

**第6条** 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

**第13条** (略)

2～5 (略)

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 (略)

(入所者に関する市町村への通知)

**第22条** (略)

(緊急時等の対応)

**第22条の2** 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第2条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

(管理者による管理)

**第23条** (略)

(運営規程)

**第26条** 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6)・(7) (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

**第44条** (略)

2～7 (略)

8 (略)

(運営規程)

**第48条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7)・(8) (略)

(管理者による管理)

**第23条** (略)

(運営規程)

**第26条** 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 緊急時等における対応方法

(7)・(8) (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

**第44条** (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 (略)

(運営規程)

**第48条** ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 緊急時等における対応方法

(8)・(9) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

**第5条** 介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第11

号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）<u>及び</u>ユニット型介護老人保健施設を併設する<u>場合</u>の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかか</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。<u>以下この項において同じ。</u>）にユニット型介護老人保健施設を併設する<u>場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の</u>介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設<u>若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所</u>（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員</u></p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>7 第1項第3号から第6号までの規定にかか</p>

ならず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) (略)  
(施設の基準)

**第3条** 介護老人保健施設は、基準省令に定めるところにより有しなければならない療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができる。

ならず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) (略)  
(施設の基準)

**第3条** 介護老人保健施設は、基準省令に定めるところにより有しなければならない療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないこ

(1)～(10) (略)

2・3 (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

**第14条** (略)

2～5 (略)

6 (略)

(診療の方針)

**第16条** 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

(施設の基準)

**第42条** ユニット型介護老人保健施設は、基準省令に定めるところにより有しなければならない療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老

とができる。

(1)～(10) (略)

2・3 (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

**第14条** (略)

2～5 (略)

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 (略)

(診療の方針)

**第16条** 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

(施設の基準)

**第42条** ユニット型介護老人保健施設は、基準省令に定めるところにより有しなければならない療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老

人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、併設される病院又は診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該病院又は診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができる。

(1)～(6) (略)

2～5 (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第44条 (略)

2～7 (略)

人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより、当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理室を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、これらの施設を有しないことができる。

(1)～(6) (略)

2～5 (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第44条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実

8 (略)	<u>施すること。</u> 9 (略)
-------	------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

**第6条** 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定介護療養施設サービスの取扱方針)	(指定介護療養施設サービスの取扱方針)
<b>第15条</b> (略)	<b>第15条</b> (略)
2～5 (略)	2～5 (略)
	<u>6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>
	<u>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u>
	<u>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u>
	<u>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u>
<u>6</u> (略)	<u>7</u> (略)
(診療の方針)	(診療の方針)
<b>第17条</b> 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「基準省令」という。）第16条各号列記以外の部分の別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。	<b>第17条</b> 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「基準省令」という。）第16条各号列記以外の部分の別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定める療法等（平成12	(5) 特殊な療法、 <u>新しい療法等</u> については、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年厚

年厚生省告示第124号) に定めるもののほか行ってはならない。

- (6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

(7) (略)

#### 附 則

- 9 基準省令附則第18条に該当する指定介護療養型医療施設については、平成30年3月31日までの間は、第2条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。
- 10 基準省令附則第19条に該当する従業者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第2条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- (1)～(6) (略)
- 11 基準省令附則第20条に該当する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第3条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 12 基準省令附則第21条に該当する廊下については、平成30年3月31日までの間は、第5条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受け

生省告示第124号) のほか行ってはならない。

- (6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

(7) (略)

#### 附 則

- 9 基準省令附則第18条に該当する指定介護療養型医療施設については、平成36年3月31日までの間は、第2条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。
- 10 基準省令附則第19条に該当する従業者の員数は、平成36年3月31日までの間は、第2条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- (1)～(6) (略)
- 11 基準省令附則第20条に該当する廊下については、平成36年3月31日までの間は、第3条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。
- 12 基準省令附則第21条に該当する廊下については、平成36年3月31日までの間は、第5条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受け



ていた病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上)」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

ていた病院の廊下の幅にあつては、2.1メートル以上)」とあるのは「1.6メートル以上」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第7条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の専従)</p> <p><b>第5条</b> 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する<u>場合</u>、特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する<u>場合</u>、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）及びユニット型特別養護老人ホームを併設する<u>場合</u>又は地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する<u>場合</u>の介護職員及び看護職員（第38条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(職員の専従)</p> <p><b>第5条</b> 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する<u>場合</u>の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第38条第2項（第50条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する<u>場合</u>の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する<u>場合</u>の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する<u>場合</u>の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>

(運営規程)

**第6条** 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6)・(7) (略)

(職員の配置の基準)

**第10条** (略)

2～6 (略)

7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第11条** 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(処遇の方針)

(運営規程)

**第6条** 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 緊急時等における対応方法

(7)・(8) (略)

(職員の配置の基準)

**第10条** (略)

2～6 (略)

7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第11条** 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(処遇の方針)

第14条 (略)

2～5 (略)

6 (略)

(入所者の入院期間中の取扱い)

第21条 (略)

(施設長の責務)

第22条 (略)

(運営規程)

第32条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(6) (略)

(7)・(8) (略)

(サービスの取扱方針)

第34条 (略)

2～7 (略)

第14条 (略)

2～5 (略)

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 (略)

(入所者の入院期間中の取扱い)

第21条 (略)

(緊急時等の対応)

第21条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第10条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

(施設長の責務)

第22条 (略)

(運営規程)

第32条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 緊急時等における対応方法

(8)・(9) (略)

(サービスの取扱方針)

第34条 (略)

2～7 (略)

<p>8 (略) (職員の配置の基準)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>8 <u>ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>9 (略) (職員の配置の基準)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第8条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第10条 (略)</p>

2～11 (略)

12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者

(2) (略)

13 (略)

(サービス提供の方針)

第16条 (略)

2～4 (略)

2～11 (略)

12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者

(2) (略)

13 (略)

(サービス提供の方針)

第16条 (略)

2～4 (略)

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第253条第1号の改正及び第2条中指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第249条第1号の改正は、平成30年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第1条の規定による改正前の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下この項において「旧指定居宅サービス等基準規則」という。)第88条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。)が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準規則第88条から第90条まで及び第93条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第2条の規定による改正前の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下この項において「旧指定介護予防サービス等基準規則」という。)第86条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧指定介護予防サービス等基準規則第86条から第88条まで及び第94条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。